

ビジョン策定の背景と目的

■ 序章

1. ビジョン策定の背景

1) 新エネルギー導入の意義と本ビジョンの位置づけ

国は、平成 9 年の「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）」で採択された「京都議定書」に対応するため、平成 14 年 3 月に「地球温暖化対策推進大綱」の見直しを行い、新エネルギーの導入促進・普及啓発・技術開発等の施策を積極的に推進している。

また、「エネルギー政策基本法」に基づく「エネルギー基本計画」では、当面、補完的なエネルギーとして新エネルギーを位置づけており、安全確保に加えコスト縮減や性能向上等のための技術開発について、産官学等関係者が協力して戦略的に取り組むことによって、長期的なエネルギーの一翼を担うことを目指している。

さらに三重県においては、平成 17 年 3 月に「三重県新エネルギービジョン-改定版-」を策定し、新エネルギーへの取り組みをより積極的に推進しているところである。

新エネルギーは、経済性や供給出力の不安定性といった課題があるが、化石燃料に比べると資源制約が小さく、二酸化炭素（CO₂）の排出が少ないことから、環境へ与える負荷が小さいエネルギーである。また、わが国の高い石油依存度を低下させる石油代替エネルギーであるともいえる。

このため、新エネルギーの導入は、資源の乏しいわが国のエネルギーの安定供給の確保、CO₂等温室効果ガスの排出量削減などの地球環境への対応、さらに、新規産業・雇用の創出とともに、市民等の環境意識への啓発の拡充など様々な意義を有するものである。

本ビジョンは、このような背景を踏まえ、国や県の施策とも連携する地域計画として、本市の特性を活かした新エネルギーの導入計画を策定するものである。

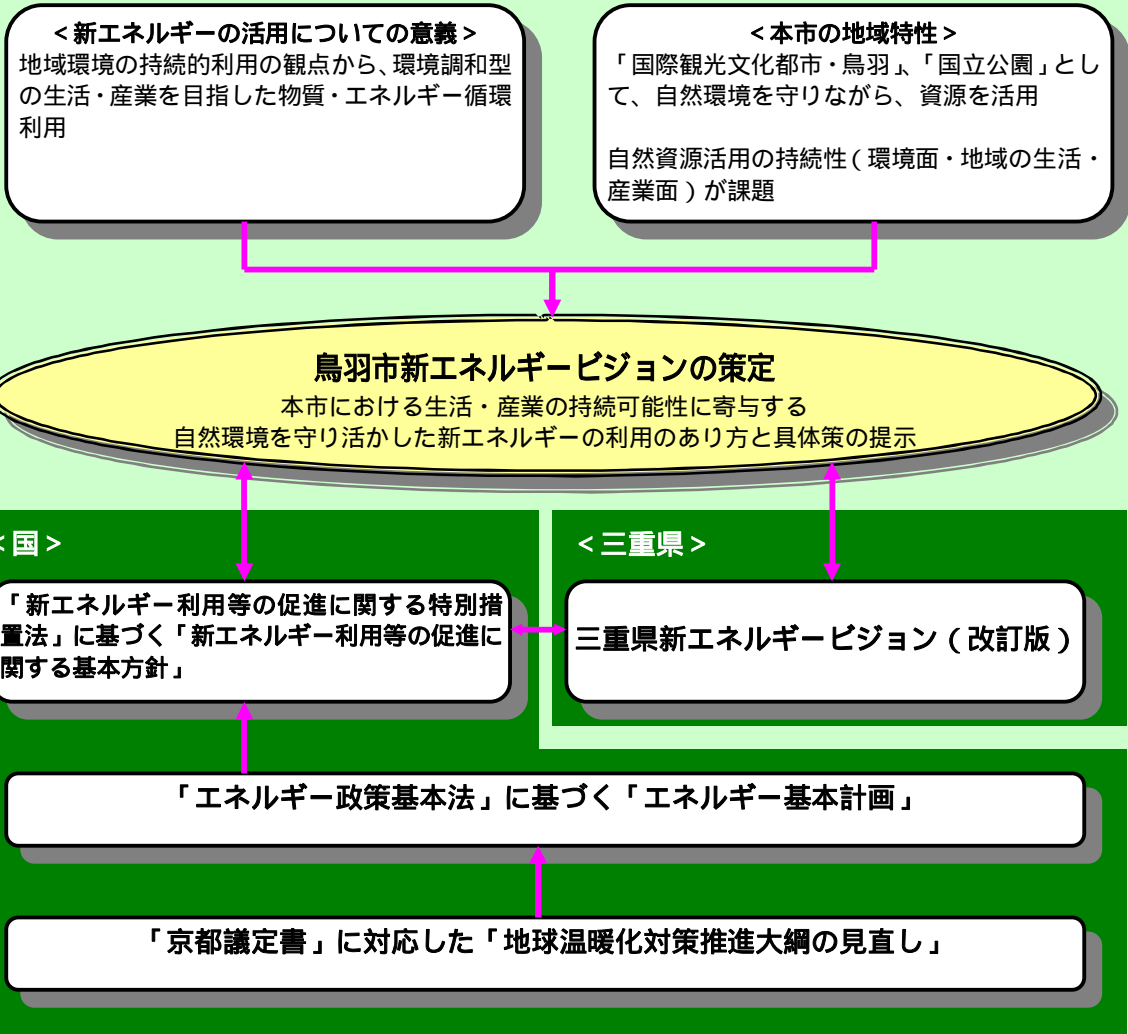
2) 本市におけるビジョン策定の意義

新エネルギーは、地域の特性と密接な関係にあるエネルギーである。そこで、新エネルギービジョン策定の最終目的は、単に新エネルギーを化石燃料に代わるものとして導入し、量を充足させるということに限らず、より幅広く地域環境の持続的利用の観点から、物質・エネルギー循環の推進も視野に入れ、地域の個性を活かした環境調和型の生活・産業様式を目指すことにおかれるべきである。

また、「国際観光文化都市」として、自然環境を活用した観光を目指してきた本市においては、自然環境を保全していくため、観光資源を守ることが必要であるとともに、自然環境を活かした観光資源を創り出すなど、新エネルギーの利用によって、自然資源を活用した持続的な生活・産業の形成も重要である。

このようなことから、「鳥羽市新エネルギービジョン」策定の意義は、本市における自然環境を守り活かしつつ、生活や産業の持続可能性に結びつけるための、新エネルギーの利用のあり方とその具体策を提示し、より良い環境まちづくりを目指すものである。

鳥羽市新エネルギービジョン策定の意義と位置づけ



2. ビジョンの基本的事項

1) ビジョン策定の目的

本市は、伊勢湾口部に位置し、4つの有人離島を有する特殊な都市形態を形成し、古くから港町として栄えてきた。

昭和21年には市全域が伊勢志摩国立公園に指定され、島々の織りなす絶景など恵まれた自然的条件を背景に観光都市として発展し、昭和52年には国際観光文化都市に指定されている。

また本市は、志摩半島の北半分を市域として、伊勢志摩国立公園に代表される豊かな緑や水、美しい風景はかけがえのない本市の資産であり、その保全に最大限の努力を払いつつ、次世代に引き継ぐことは重要な責務である。

その責務を果たしつつ、“ゆたかな自然と社会が調和する心豊かな活力のある国際観光文化都市・鳥羽”を発展させていくためには、省エネルギーやリサイクルに加えて新エネルギー導入への取り組みを着実に進めていくことが重要である。

そこで、新エネルギーの導入促進においては、地域ごとの自然環境、経済活動等の特性を踏まえ、市民、事業者、行政が主体的に取り組むとともに、これら多様な主体が連携・協働して取り組んでいく必要がある。

このため、新エネルギー導入への取り組みの具体的な方向性を明確にすることを目的として鳥羽市新エネルギービジョンを策定した。また、ビジョンに記述された方向性については、第四次鳥羽市総合計画・後期基本計画に盛り込み、普及啓発を図っていくものとする。



2) ビジョンの期間

本ビジョンの計画期間は、2006年度(平成18年度)から2015年度(平成27年度)までの10年間とする。また、長期的に検討する新エネルギーについては、利用方策について検討を行うとともに、社会情勢や新エネルギーに関する技術開発動向等の変化に応じて、適宜内容の見直しを行うものとする。

3. エネルギーの単位について

エネルギーの基本単位

エネルギー量(熱量・仕事量)については、「J(ジュール)」が標準の単位として国際的な取り決めにおいて定められている。

なお、1 J(ジュール)は日常的なエネルギー量に比べて極めて小さい量であることから、本ビジョンでは、基本的にGJ(ギガジュール)を用いている。G(ギガ)は、k(キロ)などと同様に、倍数を表す補助単位で、10の9乗倍(10億倍)を意味する。参考として、補助単位を右に示す。

表記に用いる補助単位

接頭語	(読み方)	量
P	ペタ	10 ¹⁵ (千兆)
T	テラ	10 ¹² (兆)
G	ギガ	10 ⁹ (十億)
M	メガ	10 ⁶ (百万)
k	キロ	10 ³ (千)
		1
(例)		
1 PJ	=	1,000,000,000,000,000 J
1 TJ	=	1,000,000,000,000 J
1 GJ	=	1,000,000,000 J
1 MJ	=	1,000,000 J
1 kJ	=	1,000 J
1 J	=	1 J

「J」と「cal」

エネルギー量は、熱量と同じものである。「cal(カロリー)」(1 cal: 1gの水を1℃上昇させるために必要な熱量)が使われていた。しかし、水の温度を1℃上昇させるために必要な熱量(比熱)が水の温度によって異なることや、カロリーの定義に微妙な違いがあることなどから、エネルギーの基本単位としては、「J(ジュール)」ではなく「J(ジュール)」を用いることが国際的な取り決めとなっている。

定義にもよるが、計量法によるとJ(ジュール)とcal(カロリー)は「1 cal = 4.18605 J」の関係にある。

「1 GJ(ギガジュール)」の大きさ

1 GJは、次のような大きさである。

	固有単位との関係	参考
電気	1 GJ = 277.8 kWh	1 GJの電気は、平均的な世帯で使う電気の18.5日分に当たる。
燃料 (車両燃料以外)	1 GJ = 27.2 L(灯油) = 10.0 m ³ (LPG)	1 GJの燃料で、給湯式ふろがまを使って、49.1回分の風呂を沸かすことができる。
車両燃料	1 GJ = 28.9 L(ガソリン) = 26.2 L(軽油)	1 GJは、ガソリン28.9 L分である。

1世帯で1年間に使うエネルギー(自動車を除く)の量は、全国平均で45 GJである。(本調査における本市の世帯における推計では42.95 GJという結果になった。エラー!ブックマークが定義されていません。ページ参照)